

提言に対する改善報告書

大学名称 成蹊大学 (評価申請年度 平成 21 年度)

1. 助言について

| No. | 種 別 | 内 容 |
|-------------|---|--|
| 1 | 基準項目 | 情報公開・説明責任 |
| | 指摘事項 | 請求に応じた各種情報の公開は可能であるが、情報公開請求がなされた場合の手続き等が定められていないので、改善が求められる。 |
| | 評価当時の状況 | 法人文書の開示請求があれば、請求文書の内容、請求者との利害関係、請求理由などを考慮し、個々の請求ごとに個別対応している状況であり、関連する手続きを規則化するなど組織的な対応はなされていなかった。 |
| | 評価後の改善状況 | 2012 年度から始動した新たなガバナンス体制に基づく学園の中期重点目標が 2013 年 5 月 31 日の理事会で承認され、情報公開の制度については、「内部統制の整備・充実」の一項目である「コンプライアンス体制の整備と運用」のひとつとして取扱うこととなった。(資料 1-1) これを受けて、学園全体として、中学・高等学校及び小学校を包含する情報公開制度の整備の検討に速やかに着手した。完成予定は 2014 年 3 月である。 |
| | 改善状況を示す具体的な根拠・データ等 資料 1-1 : 2013 年 5 月 31 日学園理事会資料 | |
| <大学基準協会使用欄> | | |
| 検討所見 | | |
| 改善状況に対する評定 | | 1 2 3 4 5 |